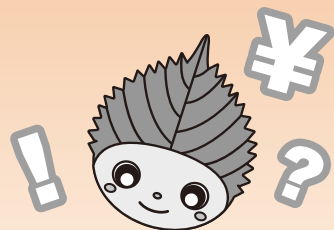


分かりづらい税金の疑問も
すっきり解決!



税のたより

原付や軽自動車の
廃車・譲渡などの
手続きをお忘れなく

軽自動車(原付、自動二輪、軽二輪、軽四輪、小型特殊)税は、毎年4月1日現在の所有者にかかります。お持ちの軽自動車を売却・廃車したとき、または住所等の変更があったときは、必ず下記の届出場所が必要な手続きを行ってください。手続きを行わない

と軽自動車税が課税されたり、お手元に納税通知書等が届かないなどトラブルの原因となります。なお、これらの手続きを業者など他の人に依頼された方は、確実になされているかどうかを確認してください。

車種	届出場所	持ち物
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊	役場 税務課	印鑑 および 標識
軽四輪	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 港区いろは町2丁目56番地1 ☎(659) 2311 HP http://www.keikenkyo.or.jp/	左記まで お問合せ ください。
軽二輪 自動二輪 (125cc超)	中部運輸局 愛知運輸支局 中川区北江町1丁目1番地の2 ☎050(5540)2046 HP http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/aichi/	

注意

売却・譲渡・盗難等で、現在所有していても、手続きをしないと登録された状態のままです

ので、課税の対象となります。

問合せ先 役場 税務課

内線176

●軽自動車検査協会からの
お願い

軽自動車の名義変更・
廃車等の届け出はお早めに

毎年3月は軽自動車税の申告等の関係から、軽自動車の名義変更・廃車等の届け出が集中し、窓口が大変混雑する状況となっています。このため、名義変更・廃車等の届け出はできる限り3月中旬ごろまでに済ませていただくようお願いいたします。

納税は便利で安全な

口座振替で

納税の手間が省け、時間の節約にもなります。

□**座振替ができる金融機関等**

- ・三菱東京UFJ銀行
- ・中京銀行
- ・名古屋銀行
- ・三重銀行
- ・愛知銀行

・第三銀行

・岐阜信用金庫

・瀬戸信用金庫

・中日信用金庫

・いちい信用金庫

・海部東農業協同組合

・ゆうちょ銀行・郵便局

※全国各本支店でご利用できます。

申込方法

・預(貯)金口座振替依頼書
(自動払込利用申込書)

・預(貯)金通帳

・印鑑(通帳届出印)

以上3点を右記金融機関に持参して申し込んでください。申込用紙は、役場、町内各金融機関にあります。

※過年度課税分および随時課税分については、口座振替ができません。

□**座振替領収書について**

領収書の必要な方は、毎年度申請が必要となります。

印鑑持参のうえ、収納課窓口で3月22日(金)までに申し込んでください。

問合せ先 役場 収納課

内線122・123